

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年11月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第11期第3四半期(自 2014年7月1日 至 2014年9月30日) |
| 【会社名】 | 新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited) |
| 【代表者の役職氏名】 | 最高経営責任者 レン・イー・ハン (Lian Yih Hann, Chief Executive Officer) |
| 【本店の所在の場所】 | ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 神谷 光弘 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03-3568-2600 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 神谷 光弘、西 理広 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03-3568-2600 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 神谷 光弘 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

(注1)

本書において使用する下記の語句は、異なる記載がないか又は文脈上、別途必要でない限り、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- ・ 「中国」とは、中華人民共和国をいいます。
- ・ 「当社」又は「提出会社」とは、新華ホールディングス・リミテッドをいいます。
- ・ 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)をいいます。
- ・ 「香港ドル」とは、香港特別行政区の法定通貨である香港ドルをいいます。
- ・ 「香港」とは、香港特別行政区をいいます。
- ・ 「IFRS」とは、国際財務報告基準委員会が発行した国際財務報告基準をいいます。
- ・ 「日本GAAP」とは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則をいいます。
- ・ 「日本円」とは、日本国の法定通貨である日本円をいいます。
- ・ 「人民元」とは、中国の法定通貨である人民元をいいます。
- ・ 「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいいます。
- ・ 「当社グループ」とは、当社及びその連結子会社をいいます。

(注2)

当社グループの財務諸表の米ドルと日本円との換算は、便宜上、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第88条の規定に基づき、2014年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=109.45円で行われております。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。当社グループの財務諸表の米ドルと香港ドルとの換算については、1米ドル=7.80香港ドルの外国為替交換レートを使用しております。

(注3)

本書中の表の計数が四捨五入されている場合、合計は計数の和と一致しないことがあります。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当第3四半期連結累計期間中、当社の属する国・州等における会社制度、当社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いにつき、重要な変更はありませんでした。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第10期 第3四半期 連結累計 期間 | 第11期 第3四半期 連結累計 期間 | 第10期 |
|------------------------------|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 2013年 1月1日 至 2013年 9月30日 | 自 2014年 1月1日 至 2014年 9月30日 | 自 2013年 1月1日 至 2013年 12月31日 |
| 売上高 | (千米ドル) (百万円) | 4,347 (476) | 2,675 (293) | 5,114 (560) |
| 経常損失() | (千米ドル) (百万円) | 5,101 (558) | 2,925 (320) | 6,465 (708) |
| 四半期(当期)純損失() | (千米ドル) (百万円) | 5,323 (583) | 2,404 (263) | 5,876 (643) |
| 四半期包括利益又は包括利益 | (千米ドル) (百万円) | 4,469 (489) | 2,303 (252) | 5,020 (549) |
| 純資産額 | (千米ドル) (百万円) | 2,129 (233) | 3,367 (369) | 1,624 (178) |
| 総資産額 | (千米ドル) (百万円) | 7,465 (817) | 6,737 (737) | 6,886 (754) |
| 1株当たり四半期(当期)純 損失()金額 | (米ドル) (円) | 3.51 (384.17) | 1.21 (132.43) | 3.88 (424.67) |
| 潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 | (米ドル) (円) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 自己資本比率 | (%) | 9.9 | 39.9 | 3.8 |
| EBITDA | (千米ドル) (百万円) | 5,109 (559) | 2,340 (256) | 6,497 (711) |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第10期、第10期第3四半期連結累計期間及び第11期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しておりますが四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

4 当社グループの連結財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「四半期財務諸表等規則」といいます。)第88条の規定に基づき、2014年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=109.45円で換算された金額です。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

5 当社グループは、日本GAAPに準拠して作成された当社グループの財務諸表に関して、EBITDAを、営業損益に減価償却費及びのれん償却額を加えたものと定義しております。当社グループは、EBITDAが当社グループの経営成績の重要な尺度であると考えているため、主要な経営指標として提示しております。EBITDAは日本GAAPによる測定法ではなく、また、適用可能な一般に認められた会計原則に従い作成された収入又はキャッシュ・フロー計算書のデータと分離して、若しくはそれらの代わりとして考慮することはできません。EBITDAを計算する際に除外された事項(減価償却費及びのれん償却額等)は、当社の業績を理解し、評価する際の重要な要素であると理解されています。

- 6 本書に記載される当社グループの開示書類は、日本の開示規則に従い、かつ、日本GAAPに準拠して作成されています。また、国際財務報告基準(IFRS)に従う財務諸表も、当社の過去の習慣に従い、国際投資家のために作成されています。当社グループに適用される日本GAAPとIFRSの重要な差異として、組込デリバティブ、株式交付費及び上場関連費用の会計処理に関連するものが挙げられます。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間中、当社グループの事業の内容に重要な変更はありませんでした。

第3【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は以下の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

訴訟の可能性

2014年5月6日、当社は、当社の元代表取締役であるフレディ・ブッシュ氏の香港の代理人弁護士事務所であるLau Leong & Co. (以下、「LL&C」といいます。)より、150千米ドル(16百万円)の支払いを求める旨(以下、「本件請求」といいます。)の書面を受領しました。

2013年11月26日、当社は、Drinker Biddle & Reath LLP (以下「DB&R」といいます。)より、150千米ドル(16百万円)の弁護士費用を支払うようにとの請求を受けました。DB&Rはフレディ・ブッシュ氏、またその他2名の当社元取締役に対する米国の大陪審の起訴の際に米国で代理人を務めた弁護士事務所です。DB&Rからフレディ・ブッシュ氏に対して請求があった1,468千米ドル(161百万円)の90%は、当社の取締役及び役員に関する規定により、当社及び当社の保険会社により既にDB&Rに直接支払われています。DB&Rは、当該保険会社より残り10%(150千米ドル)の支払いを受けておりません。そこでフレディ・ブッシュ氏はDB&Rを通して当社に直接請求をしてきたものです。

2014年3月19日、当社の香港の代理人弁護士を通じて、当社はフレディ・ブッシュ氏に150千米ドル(16百万円)を支払うことに同意したこと、またDB&Rはフレディ・ブッシュ氏の刑事訴追に関して当社に十分な情報共有を行わなかったものであり、具体的には個人的な連邦税法違反の点や、当社に対して根拠のない請求を行おうとしたこと等についての情報提供が不十分であったと考えている旨の回答を行いました。その後DB&Rからの連絡は一切ございません。

2014年5月6日、当社は、フレディ・ブッシュ氏の香港の代理人弁護士事務所であるLau Leong & Co. (以下、「LL&C」といいます。)より、150千米ドル(16百万円)の支払いを求める旨の請求及び21日以内に当社が回答をしない場合、LL&Cは香港の裁判所に当社の清算手続の申立も視野に入れている旨の書面を受領しました。2014年5月23日、当社は当社の代理人弁護士事務所を通じて、LL&Cに対し、当社は、先方の主張を否定して本件請求を争う正当な理由が十分あること、当社が支払不能に陥っていると認めるに足りる事実は存在しないこと、香港の裁判所は、当社の清算手続を受理するための適切な管轄権を有しておらず清算手続の申立は却下又は退けられるべき旨の回答をしました。2014年5月27日、当社の香港の代理人弁護士は、フレディ・ブッシュ氏の香港の代理人弁護士事務所であるLL&Cから、LL&Cは当社の清算手続を検討しており、当該手続を開始次第その旨を当社に通知すること、また当社が当該手続に対して差止めを請求した場合、係る費用は全て当社の負担となり先方のクライアントの責任とならない旨が記載された書面を受領しました。

当社は、当社の香港の代理人弁護士と今後の更なる対応について相談し、香港における本件訴訟対応の弁護士報酬の見積額は、本件の複雑性及びLL&Cの対応にもよりますが、0.4百万米ドル(44百万円)から1.9百万米ドル(208百万円)となるとのことです。従って、2014年度に追加で見積額の間額である1.1百万米ドル(120百万円)の弁護士費用を見込んでおります。フレディ・ブッシュ氏の主張が裁判所から退けられた場合、当社の弁護士費用は同氏が負担することになる可能性が高いと考えております。

現在、当社はLL&Cからの回答を待っている状態であり、本件がどのような結論となるか現時点で予測することは困難です。

当社の経営及び事業の継続性に関するリスク

当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度から引き続き営業損失2,361千米ドル(258百万円)、四半期純損失2,404千米ドル(263百万円)を計上しております。

前連結会計年度における事業の売却等による売上の減少や、営業費用が依然として高いことから、当社グループは当第3四半期連結累計期間においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、収益性のある事業への参入の不確実性等が当社グループ事業全体の収益性を圧迫しております。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは継続的に経費削減を実施し、資産売却による資金調達を行っていきます。加えて、当社グループは収益性及び営業キャッシュ・フローを改善・向上するため、新規事業に対する投資を模索し、新たな資本注入に加え、事業統合や事業分離も含めた様々な手法により成長機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社グループの事業の継続可能性は、既存事業及び新規事業の成長や事業再編の成功に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当四半期連結財務諸表に反映しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、締結された重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績の分析】

以下の記述のうち、将来に関する事項は当第3四半期連結会計期間末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当第3四半期連結累計期間における業績の分析

当社は金融サービスの事業分野において商品並びにサービスを提供しています。

金融サービス事業

- 金融情報配信事業

当社グループの金融サービス事業は、各機関、ファンド、政府機関及び個人に対し、フィナンシャル・コーポレートアドバイザー業務を提供しています。金融アドバイザー業務における戦略上のスタンスの1つに、中国企業とグローバルな資本市場との橋渡し役を担うことがあります。

当社グループの報告セグメントは、「金融情報配信事業」及び「その他の事業」となっております。報告セグメントの概要につきましては「第5 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表」の注記部分の(セグメント情報等)[セグメント情報]をご覧ください。

売上高

売上高は、前年第3四半期連結累計期間(以下「前年同四半期」といいます。)が4,347千米ドル(476百万円)であったのに対し、当第3四半期連結累計期間(以下「当四半期」といいます。)が2,675千米ドル(293百万円)でした。

前年同四半期と比較した当四半期における売上高の減少は、主として北京オリエン特・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッド及びその子会社の連結除外によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの売上高は2,673千米ドル(293百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの売上高は3千米ドル(0百万円)でした。

売上原価

売上原価は、前年同四半期が2,437千米ドル(267百万円)であったのに対し、当四半期が1,576千米ドル(172百万円)でした。前年同四半期と比較した当四半期における売上原価の減少は、主として収入の減少によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの売上原価は1,576千米ドル(172)百万円及び当四半期のその他の事業セグメントの売上原価は0千米ドル(0百万円)でした。

売上総利益率

売上総利益率は、前年同四半期が43.9%であったのに対し、当四半期が41.1%でした。前年同四半期と比較した当四半期における売上総利益率の減少は、金融情報配信事業セグメントにおける売上総利益率の減少によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの売上総利益率は41.0%及び当四半期のその他の事業セグメントの売上総利益率は99.4%でした。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前年同四半期が7,082千米ドル(775百万円)であったのに対し、当四半期3,460千米ドル(379百万円)でした。

前年同四半期と比較した当四半期における販売費及び一般管理費の減少は、全社的な費用の減少及び農業関連事業の廃止によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの販売費及び一般管理費は1,234千米ドル(135百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの販売費及び一般管理費は2,226千米ドル(244百万円)でした。

営業損失

前年同四半期における営業損失5,172千米ドル(566百万円)に対し、当四半期は2,361千米ドル(258百万円)の営業損失となりました。

前年同四半期と比較した当四半期における営業損失の減少は、主として販売費及び一般管理費の減少並びに損失を計上していた農業関連事業の廃止によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの営業損失は137千米ドル(15百万円)及びその他の事業セグメントの営業損失は2,223千米ドル(243百万円)でした。

経常損失

前年同四半期における経常損失が5,101千米ドル(558百万円)であったのに対し、当四半期は2,925千米ドル(320百万円)の経常損失となりました。

前年同四半期と比較した当四半期における経常損失の減少は、主として営業損失の減少によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの経常損失は263千米ドル(29百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの経常損失は2,661千米ドル(291百万円)でした。

四半期純損失

前年同四半期における純損失が5,323千米ドル(583百万円)であったのに対し、当四半期の純損失は2,404千米ドル(263百万円)でした。

前年同四半期と比較した当四半期における四半期純損失の減少は、主に企業コストの減少及び農業関連事業の非連結化によるものです。

当四半期の金融情報配信事業セグメントの純損失は263千米ドル(29百万円)及び当四半期のその他の事業セグメントの純損失は2,141千米ドル(234百万円)でした。

(2) 当第3四半期連結累計期間末における総資産、純資産及び負債の状況に関する分析

総資産

第10期末(以下「前期末」といいます。)における総資産は6,886千米ドル(754百万円)であったのに対し、当第3四半期連結累計期間末(以下「当四半期末」といいます。)現在の総資産は6,737千米ドル(737百万円)となりました。前期末と比較した当四半期末における総資産の減少は、現金及び預金の増加による部分的な相殺がありますが、主として関係会社株式の減少によるものです。

純資産

前期末における純資産総額は1,624千米ドル(178百万円)であったのに対し、当四半期末現在の純資産総額は3,367千米ドル(369百万円)となりました。前期末と比較した当四半期末における純資産の増加は、関係会社株式の減少による部分的な相殺がありますが、主として現金並びに預金の増加及び短期借入金の減少によるものです。

負債

前期末における負債総額は5,263千米ドル(576百万円)であったのに対し、当四半期末現在の負債総額は3,370千米ドル(369百万円)となりました。前期末と比較した当四半期末における負債の減少は、主として短期借入金の減少によるものです。

(3) 対処すべき経営上又は財務上の課題

(当社が現在直面している課題)

a) 当社の前経営陣の投資決定及びハイ・リスクな契約等を起因とするマイナスの影響が顕在化しております。

当社の前経営陣は、これまで様々な投資決定を下し、第三者との契約等を締結してきました。しかしそれらの幾つかは当社前経営陣による決定によるものであったり、高いリスクを伴う契約であったりしました。これらを起因とする当社への負の影響が、特に2011年度下半期以降、顕在化しております。当社の前経営陣による投資決定が当社に損失を与えております。当社は当社グループの各子会社及び事業プロジェクトに対し資金供給をする必要があります。これらの継続的な資金供給により、当社の財政状態は大きく毀損しております。

対策

1. 継続的な損失の計上もしくは当社(グループ)からの資金援助への依存が見られる事業のタイムリーな打ち切り。
2. 現在、まだ開始されていないプロジェクトに関して、当社経営陣の判断により、収益性の見込みが低いと判断されたプロジェクト及びハイ・リスクであると見なされたプロジェクト事業の中止。
3. 当社子会社が抱える潜在的な問題を即座に発見するための子会社財務データの継続的なモニタリング。
4. 企業価値(株主利益)を守るための法的措置及び契約内容の見直しによる今後のリスクの削減。

b) 当社の深刻な財政状態が、本来事業開発のために利用されるべき経営資源を制限しております。

上記のとおり、当社は多大な損失を被り、多くの資金が失われました。当社は現在、深刻な財政状態の危機に瀕しています。

- 1) 当社の既存事業の資産規模は非常に小さくなっており、事業の拡大に必要な資源が充分ではありません。小規模な事業資産は低い収益性しか創出せず、その結果、収益が事業経費及び費用を賄いきれず、当社全体に著しい損失をもたらしています。
- 2) 当社の既存事業がもたらす利益及びキャッシュ・フローは低水準もしくはマイナスとなっており、当社は資金不足の状態にあります。

対策

1. 既存事業の損失削減及び収益性の向上のため、全社的な費用及び営業費用の更なる削減。
2. 当社グループ資産(子会社を含む)の売却による資金調達及び限られた資金を活用しての重要事業の促進。
3. 当社グループの再編、事業統合及びその他様々な手法により当社に新たな発展をもたらす潜在投資家の発掘。

(会社の支配に関する基本方針)

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務上の方向性及び会社自身が進むべき方向性の決定を支配する個人又は法人は、当社の価値の源泉を理解し、当社の価値及び株主の利益を継続的にかつ健全に維持・向上させることができる必要があると信じています。最終的に企業価値と株主の利益に資するのであれば、当社は第三者からの大規模な買収に否定的な立場は取りません。そして、そのような買収提案に関する究極の決断は、最終的には株主の意図によりなされなければなりません。しかしながら、そのような大規模な買収の中には、企業価値と株主の利益に合致しないものがあります。企業価値及び株主の利益のためにならない大規模な買収を行おうとする個人又は法人は、会社の財務上の方向性及び会社自身が進むべき方向性を支配するのに適切ではなく、企業価値と株主の利益を維持し保護するため、会社はそのような悪意のある個人又は法人による大規模な買収に対する適切な対抗策を取る必要があると当社は考えております。

財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、中国での金融業界の基盤、金融ノウハウとネットワークを活用し、潜在的に高い成長性がある既存事業を組織的に成長させていきます。また当社は、特にスマートフォン向けアプリケーション・ソフトウェア、通信ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォーム用のアプリケーション・ソフトウェアの開発及び運用に注力し、新たな収益の確保に努めます。

コスト削減について

当社は、上記のような方法で収益性の向上を図りながら、同時に事業効率の向上及びコスト削減のため様々な手段を講じて参ります。これらの手段には、保有資産の売却、監査及び法務関連費用の削減が含まれます。また、人的リソースの再編も検討して参ります。同時に、当社は当社グループの各子会社レベルでの効率性向上の実現と一定期間内に各子会社が損益分岐点を達成し、キャッシュ・フローを黒字化するための様々な支援を講じて参ります。

資金調達について

当社は、非中核部門の売却により資金調達を進めると同時に、潜在投資家との積極的なコンタクトを進めて参ります。また会社及び各子会社の資金調達に関しては、プライベート・エクイティ・ファンド等の活用を通じて、全体的な資金調達を行って参ります。

基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2012年4月18日と2013年11月21日に開催された当社取締役会にて、支配権異動時の退任報酬契約（以下、「本契約」と言い、その締結により講じられる措置を「本買収防衛策」と言います。）を当社の現任の取締役及び当社又はその子会社若しくは関連会社における上級管理職（以下、「幹部」と総称します。）との間で締結することに決しました。これは当社株式の不適切な大規模取得を行う者による当社の買収から幹部を守るとともに、当社の企業価値、ひいては株主の共通利益を維持し向上させるためのものです。本契約は、当社に支配権の異動が生じた後に、一定の状況下で幹部の当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が終了した場合、当社が当該幹部に支払うことを合意した退任報酬及び支配権異動後に当社が幹部に与えるその他の便益について規定しています。

- 退任報酬の支払い条件

支配権の異動とは、以下の事由のいずれか1つにでも該当する場合をいいます。

- a) 個人又は法人が、() 当社の発行済株式総数、又は() 取締役の選任について一般に投票権を有する当社の発行済みの議決権付有価証券（該当する有価証券が今後発行される場合）の合計議決権の、20%以上に対応する株式数又は受益権を取得する場合。
- b) 当社の現任の取締役の3分の1（取締役の員数が3の倍数ではない場合、3分の1に最も近くそれを上回らない人数）が解任される場合。
- c) 当社の現任の取締役の過半数が望まない人物が、欠員の補充又は現任の取締役会の増員を理由として取締役に選任され、かつ、現任の取締役（当社株主総会において解任され又は退任する現任の取締役を除く。）の比率が70%以下になる場合。

支配権の異動が生じた後の雇用又は地位の終了

幹部は、当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員又は取締役でいる間に当社に支配権の移動が生じ、かつ、以下の事由のいずれか1つにでも該当する場合があります。

- a) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、当社又はその子会社若しくは関連会社により終了され、かつ、当該終了が、()当該幹部の心身の障害、()重罪に関する有罪判決等の原因、又は()当社定款に沿って規定されその時々修正される欠格事由、のいずれによるものでもない場合。
- b) 当社又はその子会社若しくは関連会社における雇用又は取締役の地位が、支配権の異動から2年以内に当該幹部によって終了され、当該2年間のいつでも当該幹部の基本報酬(以下に定義する。)が支配権の移動の直前を下回った場合。

- 役職の終了時の退任報酬

退任報酬とは、退任総額(以下に定義します。)と役職の終了日における未払い賃金の総額をいいます。

退任総額とは、支配権の異動の10日前における幹部の基本報酬の3倍に相当する金額(但し、最高責任経営者(CEO)、最高財務責任者(CFO)又は取締役会会長(Chairman)の地位にある者については、それぞれ基本報酬の3倍分を追加するものとし、例えば、ある幹部がCEO兼CFO兼Chairmanである場合には、基本報酬の12倍に相当する金額とします。)を、一括して支払うことをいいます。基本報酬とは、()従業員の場合には当該従業員の年俸(賞与を除きます。)を、()当社取締役の場合には、144,000米ドルをそれぞれいいます。

- 契約期間

本契約は、当社の支払い義務に未履行がある範囲を除き、()支配権の異動に先立ち、幹部の雇用又は取締役の地位が終了すること、又は()支配権の異動の日から2年が経過すること、のいずれか早いほうにおいて終了します。

- 本契約を当社との間で締結する者

当社の現任の取締役3名及び当社又はその子会社若しくは関連会社の管理職2名。本書提出日現在において、退職者を除いた、実質5名の管理職との契約が有効となっています。当社の現任の取締役以外の幹部に対する退任報酬の支給については、支配権の異動が起こった時点において、その時点における当社の最高経営責任者の裁量により、対象となる幹部従業員を12名を上限として選定するものとします。

上記取組みに関する取締役会の判断及びその理由

近年、当社は財務的に困難な状況に直面しており、当社の経営陣及び幹部はこの状況を打開すべく、事業運営に尽力してきました。幹部はまた、当社の置かれた状況をさらに改善するための施策の実行を計画しております。幹部の大半は当社又はその子会社若しくは関連会社における勤務年数が長く、当社又はその子会社若しくは関連会社の業務を深く理解しています。そのため、会社の指導権に異動が生じれば不安定性を生む可能性があり、それが当社に好ましくない影響を与え、さらにその結果、株主の利益を害するおそれがあります。この観点から、当社の取締役会は上記取組みを合理的と判断しました。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間中に当社が進めた研究及び開発はありませんでした。

(5) 継続企業の前提に関する疑義

当社グループの継続企業としての能力は、既存事業及び新規ベンチャーの成長及び事業資金の調達のための資産の処分が成功するかに大きく依存しています。

対策

- ・保有資産の売却による事業資金の調達 当社グループは、保有資産の売却により必要な事業資金を調達し、当該資金を重要事業に供給する予定です。
- ・収益性改善のための経費節減 当社グループは、将来の持続可能な成長のための既存事業の収益性の改善を目指し、さらなる全社的な費用及び営業費用節減を図ります。

- ・ 潜在投資家の発掘 当社グループは、潜在投資家を発掘し、当社グループの再編、事業統合及びその他様々な手法により当社に新たな発展をもたらす機会を獲得します。
- ・ 中国市場における機会の優位性 当社グループは、急速に成長する中国市場におけるプレゼンスを利用し、独自のコア・コンピタンスを活用して中国における事業機会を捉えていきたいと考えております。
- ・ 新規事業への参入 当社グループは、スマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供する新規事業に参入します。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】(2014年9月30日現在)

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 授権株数(株)* | 発行済株式総数(株) | 未発行株式数(株) |
|--|--------------------------------------|------------------------|
| 2,500,000 (うち、普通株式分が2,275,000 優先株式分が225,000) | 普通株式 2,274,999.79 優先株式 225,000.00 | 普通株式 0.21 優先株式 0.00 |

(注) 当社は、2007年8月31日付で、当社グループの一部の役員及び従業員に対して、27,000株を上限とする当社普通株式を発行することを決定しました。当該27,000株のうち10,753株を上限として3回に分けて割当が行われるものとされ、うち実際に10,743株について、2007年12月31日、2008年12月31日及び2009年12月31日付で、それぞれ3,675株、3,486株及び3,582株の発行が可能となりました。一方、残りの16,247株は、必要に応じて当社最高経営責任者(CEO)の決定により随時発行されることになっております。

2014年9月30日現在において、上記の27,000株のうち、合計19,044株が発行済であり、未発行の株式は7,956株です。

*2014年10月7日、当社の2014年度定時株主総会にて、授権資本を増加させることに関する議案が特別決議により可決されました。これにより発行可能株式総数は、2,500,000株から10,000,000株(うち、普通株式分が9,100,000株、優先株式分が900,000株)に増加しました。

なお、同定時株主総会において、額面20香港ドルの払込済株式の額面を1株あたり19.99香港ドル減額し、1株あたり払込済額面を0.01香港ドルとすることにより、発行済普通株式の株式資本を45,499,995.80香港ドルから22,750.00香港ドルに、また発行済優先株式の株式資本を4,500,000.00香港ドルから2,250.00香港ドルにそれぞれ減額し、当該減額分を発行可能株式資本として、額面0.01香港ドルの新たな株式の発行を可能とすること(以下、「発行済株式の額面の減少」といいます。)が特別決議にて承認されました。なお、これは発行済株式の額面のみを減少するものであり、発行済株式数は減少しません。ただし、この発行済株式の額面の減少は、()当該額面の減少がケイマン諸島の一般裁判所にて許可されること()ケイマン諸島における会社登記局により、当該額面の減少に関する裁判所の許可及び会社上の額面の減少の要件を記す裁判所が承認した株主総会の議事録が登記されること、及び()裁判所が当該額面の減少に関して課す条件等に従うことを前提としており、現在これらの条件が未成就であることから、本書の提出日現在、発行済株式の額面の減少の効力はまだ発生しておりません。

なお、同定時株主総会において、発行済株式の額面の減少とあわせて、1株につき額面20香港ドルの未発行の発行可能株式を額面0.01香港ドルの2,000株に変更し、授権株式を総額200,000,000香港ドル、額面0.01香港ドル18,200,000,000株の普通株式及び額面0.01香港ドル1,800,000,000株の優先株式に変更し、一株あたりの額面価額を減少(以下、「未発行株式の額面の減少」といいます。)することについても普通決議にて承認されておりますが、これについても、発行済株式の額面の減少の効力と同時に効力が発生いたします。

発行済株式の額面の減少と未発行株式の額面の減少がいずれも裁判所にて承認された場合、一株当たりの額面が0.01香港ドルとなることから、株式が新たに発行される場合には、発行価額(払込価額)にかかわらず、一株当たり0.01香港ドルが当社の払込資本(資本金)として組み込まれ、その他は資本剰余金に組み込まれます。従って新株発行の際、一株当たり0.01香港ドルが、200,000,000香港ドルの授権資本から使用されることとなります。かかる変更後の授権資本枠(200,000,000香港ドル)は、1株当たり額面0.01香港ドルの普通株式18,200,000,000株及び一株当たり額面0.01香港ドルの優先株式1,800,000,000株により構成されることとなります。

【発行済株式】

| 記名・無記名の別及び額面・無額面の別 | 種類 | 第3四半期会計期間末及び提出日現在発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|--------------------|------|-------------------------|----------------------------|------------------|
| 額面価額20.00香港ドルの記名株式 | 普通株式 | 2,274,999.79 | 東京証券取引所 (マザーズ市場) | 完全議決権を有する当社の普通株式 |
| 額面価額20.00香港ドルの記名株式 | 優先株式 | 225,000.00 | 非上場 | 完全議決権を有する当社の優先株式 |

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数及び資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) ² | 資本金等増減額 (米ドル) ¹ | 資本金等残高 (米ドル,括弧内は円) ¹ |
|--------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 2014年7月1日～ 2014年9月30日 | 普通株式 72,725 優先株式 225,000 | 2,499,999.79 | 1,016,009 | 388,806,991 (42,554,925,120) |

(注) 1 資本金等には、資本金及び資本準備金が含まれております。

2 72,725個の行使価格修正条項付新株予約権の行使及び225,000株の優先株式の発行による増加です。

* 2014年7月15日、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドより、同社に対して2013年12月20日に割り当てた行使価額修正条項付新株予約権の未行使分43,406個を390,654円(1新株予約権あたりの発行価額である9円にて計算)にて買い戻すよう、同社との割当契約に基づく請求を受けました。当社は、買戻した当該未行使分の新株予約権を消却しておらず、将来割り当てる必要が生じた場合に備えるために保有しております。

(4) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、米ドルで表示されております。「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表等規則第88条の規定に基づき、2014年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=109.45円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に便宜上の表示を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2014年7月1日から2014年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2014年1月1日から2014年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期財務書類】

(1)【四半期連結財務諸表】

【四半期連結貸借対照表】

| | 前連結会計年度 2013年12月31日 (単位：千米ドル) | 前連結会計年度 2013年12月31日 (単位：百万円) | 当第3四半期 連結会計期間 2014年9月30日 (単位：千米ドル) | 当第3四半期 連結会計期間 2014年9月30日 (単位：百万円) |
|----------------------|-------------------------------------|------------------------------------|---|--|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 3,973 | 435 | 4,326 | 473 |
| 売掛金 | 1,857 | 194 | 1,865 | 195 |
| 未収入金 | 105 | 11 | 67 | 7 |
| その他 | 379 | 41 | 234 | 26 |
| 流動資産合計 | 5,313 | 581 | 5,491 | 601 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物及び構築物 | 150 | 16 | 150 | 16 |
| 減価償却累計額 | 146 | 16 | 147 | 16 |
| 建物及び構築物(純額) | 4 | 0 | 3 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 854 | 94 | 694 | 76 |
| 減価償却累計額 | 805 | 88 | 651 | 71 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 49 | 5 | 43 | 5 |
| 有形固定資産合計 | 53 | 6 | 46 | 5 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 関係会社株式 | 1,521 | 166 | 1,201 | 131 |
| 投資その他の資産合計 | 1,521 | 166 | 1,201 | 131 |
| 固定資産合計 | 1,574 | 172 | 1,246 | 136 |
| 資産合計 | 6,886 | 754 | 6,737 | 737 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 買掛金 | 411 | 45 | 442 | 48 |
| 短期借入金 | 1,723 | 189 | 218 | 24 |
| 未払法人税等 | 130 | 14 | 94 | 10 |
| 未払金 | 950 | 104 | 553 | 60 |
| 未払費用 | 2,026 | 222 | 2,040 | 223 |
| その他 | 23 | 3 | 23 | 2 |
| 流動負債合計 | 5,263 | 576 | 3,370 | 369 |
| 負債合計 | 5,263 | 576 | 3,370 | 369 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | 3,916 | 429 | 6,410 | 702 |
| 資本剰余金 | 404,073 | 44,226 | 406,312 | 44,471 |
| 利益剰余金 | 372,827 | 40,806 | 375,231 | 41,069 |
| 株主資本合計 | 35,162 | 3,849 | 37,491 | 4,103 |
| その他の包括利益累計額 | | | | |
| 為替換算調整勘定 | 2 34,901 | 2 3,820 | 2 34,800 | 2 3,809 |
| その他の包括利益累計額合計 | 34,901 | 3,820 | 34,800 | 3,809 |
| 新株予約権 | 1,362 | 149 | 676 | 74 |
| 少数株主持分 | - | - | - | - |
| 純資産合計 | 1,624 | 178 | 3,367 | 369 |
| 負債純資産合計 | 6,886 | 754 | 6,737 | 737 |

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

| | 前第3四半期 連結累計期間 自 2013年1月1日 至 2013年9月30日 (単位:千米ドル) | 前第3四半期 連結累計期間 自 2013年1月1日 至 2013年9月30日 (単位:百万円) | 当第3四半期 連結累計期間 自 2014年1月1日 至 2014年9月30日 (単位:千米ドル) | 当第3四半期 連結累計期間 自 2014年1月1日 至 2014年9月30日 (単位:百万円) |
|--------------------|--|---|--|---|
| 売上高 | 4,347 | 476 | 2,675 | 293 |
| 売上原価 | 2,437 | 267 | 1,576 | 172 |
| 売上総利益 | 1,909 | 209 | 1,100 | 120 |
| 販売費及び一般管理費 | | | | |
| 役員報酬 | 1,111 | 122 | 75 | 8 |
| 給料及び手当 | 2,736 | 299 | 1,160 | 127 |
| 広告宣伝費 | 82 | 9 | 29 | 3 |
| 減価償却費 | 44 | 5 | 20 | 2 |
| のれん償却額 | 19 | 2 | - | - |
| 支払手数料 | 1,030 | 113 | 1,033 | 113 |
| 地代家賃 | 629 | 69 | 310 | 34 |
| その他 | 1,430 | 157 | 833 | 91 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 7,082 | 775 | 3,460 | 379 |
| 営業損失() | 5,172 | 566 | 2,361 | 258 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息及び配当金 | 4 | 0 | 8 | 1 |
| 受取手数料 | 187 | 20 | 55 | 6 |
| その他 | 44 | 5 | - | - |
| 営業外収益合計 | 235 | 26 | 63 | 7 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 20 | 2 | 46 | 5 |
| 為替差損 | 101 | 11 | 150 | 16 |
| 持分法による投資損失 | 28 | 3 | 306 | 33 |
| 和解金 | - | - | 125 | 14 |
| その他 | 14 | 2 | 1 | 0 |
| 営業外費用合計 | 163 | 18 | 627 | 69 |
| 経常損失() | 5,101 | 558 | 2,925 | 320 |
| 特別利益 | | | | |
| 子会社清算益 | 53 | 6 | - | - |
| 新株予約権戻入益 | 926 | 101 | 522 | 57 |
| 特別利益合計 | 979 | 107 | 522 | 57 |
| 特別損失 | | | | |
| 子会社株式売却損 | 1,195 | 131 | - | - |
| 固定資産除売却損 | 22 | 2 | - | - |
| 特別損失合計 | 1,218 | 133 | - | - |
| 税金等調整前四半期純損失() | 5,339 | 584 | 2,403 | 263 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 65 | 7 | 1 | 0 |
| 法人税等調整額 | 4 | 0 | - | - |
| 法人税等合計 | 61 | 7 | 1 | 0 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 5,400 | 591 | 2,404 | 263 |
| 少数株主損失() | 76 | 8 | - | - |
| 四半期純損失() | 5,323 | 583 | 2,404 | 263 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

| | 前第3四半期 連結累計期間 | 前第3四半期 連結累計期間 | 当第3四半期 連結累計期間 | 当第3四半期 連結累計期間 |
|--------------------|--|---|--|---|
| | 自 2013年1月1日 至 2013年9月30日 (単位：千米ドル) | 自 2013年1月1日 至 2013年9月30日 (単位：百万円) | 自 2014年1月1日 至 2014年9月30日 (単位：千米ドル) | 自 2014年1月1日 至 2014年9月30日 (単位：百万円) |
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 5,400 | 591 | 2,404 | 263 |
| その他の包括利益 | | | | |
| 為替換算調整勘定 | 931 | 102 | 101 | 11 |
| その他の包括利益合計 | 931 | 102 | 101 | 11 |
| 四半期包括利益 | 4,469 | 489 | 2,303 | 252 |
| (内訳) | | | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 4,393 | 481 | 2,303 | 252 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 76 | 8 | - | - |

【継続企業の前提に関する事項】

当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度から引き続き営業損失2,361千米ドル(258百万円)、四半期純損失2,404千米ドル(263百万円)を計上しております。

前連結会計年度における事業の売却等による売上の減少や、営業費用が依然として高いことから、当社グループは当連結会計年度においても営業利益がマイナスとなっており、収益性のある事業への参入の不確実性等が当社グループ事業全体の収益性を圧迫しております。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するため、当社グループは継続的に経費削減を実施し、資産売却による資金調達を行っていきます。加えて、当社グループは収益性及び営業キャッシュ・フローを改善・向上するため、新規事業に対する投資を模索し、新たな資本注入に加え、事業統合や事業分離も含めた様々な手法により成長機会をとらえていきたいと考えております。

ただし、当社グループの事業の継続可能性は、既存事業及び新規事業の成長や事業再編の成功に強く依存していることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】**(1) 連結の範囲の重要な変更**

第1四半期連結会計期間においては、新華ホールディングス(香港)リミテッド及び新華モバイル・リミテッドを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、第2四半期の連結会計期間より、新華モバイル(香港)リミテッドを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

【追加情報】**(四半期財務諸表の円換算)**

「円」で表示されている金額は、四半期財務諸表等規則第88条の規定に準じて、2014年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値、1米ドル=109.45円で換算された金額であります。なお、当該円換算額は、単に表示上の便宜を目的としており、米ドルで表示された金額が上記の相場で実際に円に換算されることを意味するものではありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前連結会計年度 (2013年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (2014年9月30日) |
|--|--|
| 1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 115 (13) 投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 6,788 (743) | 1 債権額は貸倒引当金と相殺して表示しております。 流動資産に設定された貸倒引当金の金額 115 (13) 投資その他の資産に設定された貸倒引当金の金額 6,788 (743) |
| 2 当社における機能通貨から報告通貨への換算に伴い発生する換算差額を含んでおります。 | 2 同左 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 前第3四半期連結累計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年9月30日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日) |
|--|--|
| 減価償却費 44 (5) | 減価償却費 20 (2) |
| のれんの償却額 19 (2) | のれんの償却額 - (-) |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2013年1月1日 至 2013年9月30日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2014年1月1日 至 2014年9月30日)

株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,917千米ドル(210百万円)、2,145千米ドル(235百万円)増加し、優先株式の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ577千米ドル(63百万円)、93千米ドル(10百万円)増加しました。

当第3四半期連結会計期間末において、資本金は6,410千米ドル(702百万円)、資本剰余金は406,312千米ドル(44,471百万円)となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2013年1月1日至2013年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 | 四半期連結 損益計算書 計上額 |
|-----------------------|----------------|---------------------|----------------|----------------|----------|-----------------------|
| | 金融情報配 信事業 | 金融ソ リユーショ ン事業 | その他の事 業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,318 (254) | 1,940 (212) | 88 (10) | 4,347 (476) | - (-) | 4,347 (476) |
| セグメント間の内部売上高又は 振替高 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 計 | 2,318 (254) | 1,940 (212) | 88 (10) | 4,347 (476) | - (-) | 4,347 (476) |
| セグメント利益又は損失() | 486 (53) | 1,432 (157) | 3,406 (373) | 5,323 (583) | - (-) | 5,323 (583) |

(注) 1 セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益又は損失()と一致しております。

2 「教育関連事業」及び「米国金融情報配信・ソリューション事業」につきましては、前連結会計年度に事業撤退をしております。

2. 報告セグメントの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自2014年1月1日至2014年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千米ドル、括弧内は百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 四半期連結 損益計算書 計上額 |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------|-----------------------|
| | 金融情報配 信事業 | その他の事 業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 2,673 (293) | 3 (0) | 2,675 (293) | - (-) | 2,675 (293) |
| セグメント間の内部売上高又は 振替高 | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 計 | 2,673 (293) | 3 (0) | 2,675 (293) | - (-) | 2,675 (293) |
| セグメント利益又は損失() | 263 (29) | 2,141 (234) | 2,404 (263) | - (-) | 2,404 (263) |

(注) 1 セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益又は損失()と一致しております。

2 「金融ソリューション事業」につきましては、前連結会計年度に事業撤退をしております。

2. 報告セグメントの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：米ドル、括弧内は円)

| 項目 | 前第3四半期連結累計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年9月30日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額() | 3.51 (384.17) | 1.21 (132.43) |

(算定上の基礎)

(単位：千米ドル、括弧内は百万円)

| 項目 | 前第3四半期連結累計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年9月30日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年9月30日) |
|---|---|---|
| 四半期純損失金額() | 5,323 (583) | 2,404 (263) |
| 普通株主に帰属しない金額 | - (-) | - (-) |
| 普通株式に係る四半期純損失金額() | 5,323 (583) | 2,404 (263) |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,515,305.79 | 1,981,743.96 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

2014年9月1日、取締役会は2014年10月7日開催の定時株主総会(以下、「定時株主総会」といいます。)の議案として減資を付議することを決議しました。当該減資は定時株主会にて可決承認されましたが、更に裁判所の承認が必要となります。

(1) 減資の目的

当社の普通株式及び優先株式の額面は現在20香港ドルであり、ケイマン諸島の法令に基づき、これが当社が新株を発行する際の一株当たりの払込金額の下限となっております。この点、近時の当社の業績及び株価の低迷に伴い、今後の当社が株式を発行して資金を調達する際に、現在の額面である20香港ドル以下での新株発行が必要となってくる場合も想定されます。そこで、取締役会は、将来における資金調達に対する制限が生じないようにするため、株主総会の特別決議により承認されることを条件として、額面20香港ドルの払込済株式の額面を1株あたり19.99香港ドル減額し、1株あたり払込済額面を0.01香港ドルとすることにより、発行済普通株式の株式資本を45,499,995.80香港ドルから22,750.00香港ドルに、また発行済優先株式の株式資本を4,500,000.00香港ドルから2,250.00香港ドルにそれぞれ減額し、当該減額分を発行可能株式資本として、額面0.01香港ドルの新たな株式の発行を可能とすることを決議いたしました(以下、「発行済株式の額面の減少」といいます。)。これは発行済株式の額面のみを減少するものであり、発行済株式数は減少しません。但し、発行済株式の額面の減少は、上記の株主総会の特別決議による承認に加えて、()当該額面の減少がケイマン諸島の一般裁判所(以下、「裁判所」といいます。)にて許可されること()ケイマン諸島における会社登記局により、当該額面の減少に関する裁判所の許可及び会社法上の額面の減少の要件を記す裁判所が承認した株主総会の議事録が登記されること、及び()裁判所が当該額面の減少に関して課す条件等に従うことを前提とします。

なお、取締役会は、本定時株主総会に付議される第2号議案による授權資本の拡大が承認されること及び株主総会の普通決議により承認されることを条件として、発行済株式の額面の減少と合わせて、1株につき額面20香港ドルの未発行の発行可能株式を額面0.01香港ドルの2,000株に変更し、授權株式を総額200,000,000香港ドル、額面0.01香港ドル18,200,000,000株の普通株式及び額面0.01香港ドル1,800,000,000株の優先株式に変更し、一株あたりの額面価額を減少(以下、「未発行株式の額面の減少」といいます。)することを決議いたしました。

上記の発行済株式の額面の減少及び未発行株式の額面の減少により、既存の普通株主及び優先株主の権利に変動は生じません。また、当社の定款の下で当該額面の減少の直前における普通株式及び優先株式のそれぞれの発行に関する制約に従うものとします。

(2) 資本金減少の額と減少の方法

減少すべき資本金の額

発行済普通株式の株式資本を45,499,995.80香港ドルから45,477,245.80香港ドル減額させて22,750.00香港ドルに、また発行済優先株式の株式資本を4,500,000.00香港ドルから4,497,750.00香港ドル減額させて2,250.00香港ドルにそれぞれ減額する。

減資の方法

当社の、額面20香港ドルの払込済株式の額面を1株あたり19.99香港ドル減額し、1株あたり払込済額面を0.01香港ドルとする。なお、発行済株式の額面の減少(HK\$49,974,995.80)により生じる資本金の減少額は、当社の資本剰余金に振り替えるものとします。なお、額面減少は、裁判所の許可が得られたときに有効となりますが、裁判所の許可が得られるまでに、本定時株主総会の開催の日から起算して、概ね4か月から6か月程度かかるものと見込んでおります。

(3) その他

今般の額面の減少は、払込を受けていない資本金にかかわる負債を減少させたり、株主に対して払込を受けた資本金の払戻をしたりするものではありません。更に額面の減少は当社の原資産、事業活動、財政状態管理及び株主の利益並びに権利に変更を与えるものではありません。本件による業績への影響はないものと考えております。

2【その他】

該当事項はありません。

第6【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替レートは、日本の日刊紙2紙以上に掲載されているため、記載を省略いたします。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

新華ホールディングス・リミテッド

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新華ホールディングス・リミテッドの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新華ホールディングス・リミテッド及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失を継続的に計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上